

立山町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
立山町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・	5

Ⅰ. 計画の趣旨、現状

(Ⅰ) 計画の趣旨

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が一部改正され、給特法第8条第1項において、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられました。

立山町では、令和2年4月に、所管する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「立山町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教職員の負担は増加しています。学校現場では、学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた対応、1人1台端末の導入によるICTを活用した授業づくりなど、さらなる時間の確保が必要となっています。

このため、教員の長時間にわたる超過勤務を解消し、子供と向き合う時間を確保するとともに、教職員が誇りとやりがいを感じ、心身ともに健康でいきいきと勤務できるよう、今後5年間の取組の方針を示す「立山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。

(Ⅱ) 立山町の現状

これまで、本町ではタイムカードによる出退勤時刻の管理を行ってきました。令和7年度からは校務支援システムを導入し、より一層正確な勤務時間管理を行っています。

資料1～資料3は調査の結果です。

- ・ 資料1のとおり、年間平均時間外在校等時間は月45時間を上回っています。
- ・ 資料2を見ると、平均時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は、約45%と多くなっており、月80時間を上回る者が一定数います。
- ・ 資料3を見ると、月別の平均時間外在校等時間は、4月～6月が他の月に比べ多くなっています。

資料1 年間平均時間外在校等時間（月当たり）

※数値はいずれも教諭

令和5年度	令和6年度
49.5時間	49.2時間

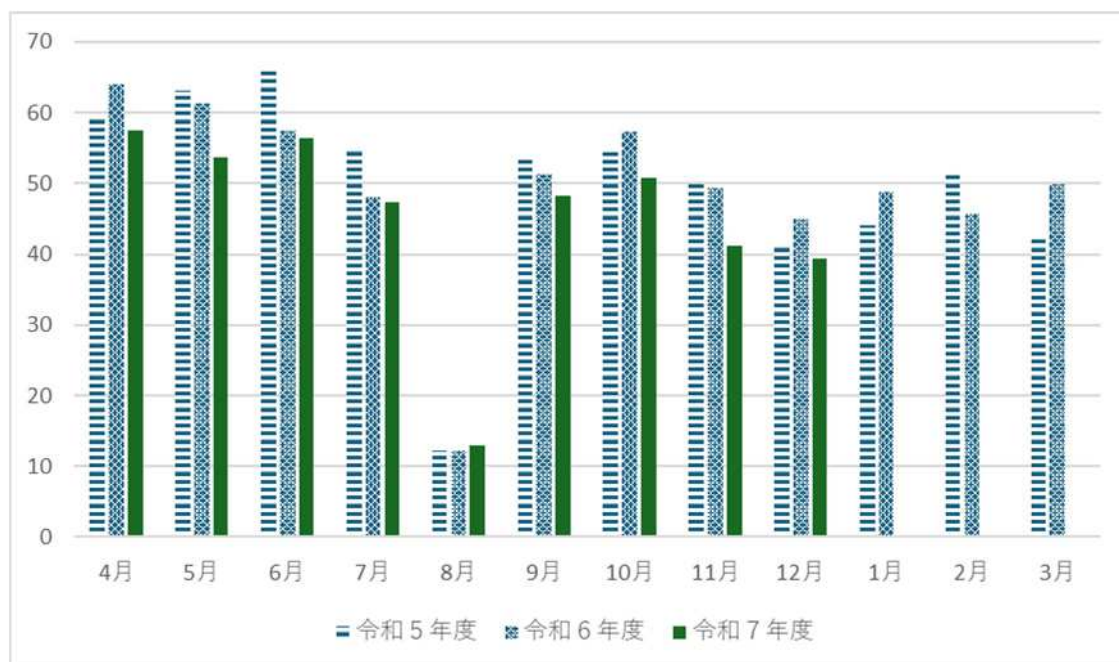
資料2 平均時間外在校等時間が月45時間及び80時間を上回る人数

※数値はいずれも教諭

	令和5年度	令和6年度
月45時間を超え80時間未満	50人（45.8%）	46人（44.6%）
月80時間を超える	9人（8.6%）	10人（9.5%）

資料3 時間外在校等時間の月平均時間（時間/月）

※数値はいずれも教諭



2. 計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度

3. 目標

文部科学省が令和 7 年 9 月に策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 7 年文部科学省告示第 114 号。以下、「指針」という。）及び規則により、教育職員の正規の勤務時間を超える時間外在校等時間の上限が原則月 45 時間以内、年間 360 時間以内としています。

このことを受け、本計画においても、過労死ラインを超える教員をゼロとすること、併せて、時間外在校等時間を原則 45 時間以内（年間 360 時間以内）とすることを目指して、目標に取り組むこととします。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員をゼロとします。
- ・ 年間平均時間外在校等時間を平均 30 時間程度とします。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数 14 日以上とします。

資料 4 年次有給休暇の平均取得日数の状況

令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
12.8 日	11.9 日	12.0 日

- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 家庭や地域の力を学校に生かす取組

(指針「業務の3分類」①,②,④,⑤関係)

- ▶登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ▶学校と地域を結ぶ立山町学校協働活動推進本部との役割分担の調整
- ▶学校の働き方改革の推進に向けた、保護者や地域等の理解の促進

(2) 多様な人材の活用

(指針「業務の3分類」⑧,⑨関係)

- ▶ICT支援員の配置
- ▶スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶教員業務支援員（スクール・ケア・サポーター）の配置
- ▶スタディ・メイトの配置
- ▶特別支援教育コーディネーターの配置
- ▶スクールロイヤーの派遣要請

(3) 学校プールの施設・設備の管理

(指針「業務の3分類」⑦関係)

- ▶水泳授業の民間委託

(4) 部活動

(指針「業務の3分類」⑬,⑰関係)

- ▶部活動の地域移行等の推進
- ▶部活動指導員の配置

(5) 働きやすい職場環境づくり

(指針「業務の3分類」⑯,その他)

- ▶採点支援システム等デジタル技術の活用
- ▶勤務時間管理の徹底
- ▶「学校閉庁日」の実施
- ▶教職員の働き方に対する意識改革
- ▶ストレスチェックの実施

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るために、町内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、年に1回公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる人材確保に当たり、関係課・関係機関とともに取り組みます。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校への本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。